

日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ（二）

——朴正熙軍事政権の成立から「大平・金メモ」まで——

李 鍾 元

一 はじめに

——日韓会談関連外交文書の公開

二 朴正熙軍事政権の成立と日米の対応

——池田・ケネディ会談（一九六一年六月）

三 ソウルからの期待

四 政治決着の前史

——張勉政権期の日韓折衝と請求権問題（以上、前号）

五 政治決着を急ぐ韓国軍事政権

六 日韓会談の再開交渉

七 金裕澤特使の訪日と請求権金額（以上、本号）

五 政治決着を急ぐ韓国軍事政権

朴正熙軍事政権は、その成立直後から、日韓会談の妥結を急いだ。工業化の面で北朝鮮に大きく遅れをとり、低迷していた韓国経済の立て直しは、軍部クーデターを正当化する大義名分の一つでもあった。「絶望と飢餓線上に

喘ぐ民生苦の解決と国家自主経済の再建」が「革命公約」の一つとして掲げられ、クーデターから約二か月後の七月二二日には、「経済再建五か年計画案」が発表された。日韓国交正常化と、それに伴う請求権資金の導入は、朴正熙軍事政権の命運がかかった緊急課題であった。日本からの経済協力資金の導入を急ぐあまり、対日請求権の名目や総額で、譲歩と妥協をくり返した朴正熙軍事政権の姿勢は、「対日屈辱外交」として、当時から韓国国内で批判的となった。公開された日韓の外交文書には、朴正熙政権がいかに日韓会談の妥結を急いだのか、その「拙速振り」の実態が如実に表れている。米国政府の後押しを得れば、「年内妥結」も現実的に可能であるという認識が、少なくとも朴正熙軍事政権の初期には、あったようである。日韓妥結に賭ける軍事政権の意気込みとともに、その切迫さを物語るものといえよう。

近年の研究が指摘するように、軍事政権の一角には、経済政策の方向性をめぐって、対米・対日の依存構造を脱却し、国内資本の動員による経済自立路線を追求すべきとする経済ナシヨナリズムの志向が存在した。⁽⁶⁴⁾ また、外資の導入先をめぐっても、「日本派」と「ヨーロッパ派」の対立が噂された。⁽⁶⁵⁾ 「ヨーロッパ派」とは、経済開発計画に必要な資金を日本のみに依存することの危険性を強調し、西ドイツなど西欧諸国からの借款導入を力説したグループであった。日本政府も、当初、朴正熙軍事政権の方向性について、鋭意注目していたようである。外務省アジア局の文書には、駐日オランダ大使から寄せられた情報として、「軍事政権内には将官連中と(Com)のグループとの二派があり、前者は自由陣営との連繋の要を認める等、穏健派であるが、後者の態度は極端、強硬であり、drasticな施策を進める主導力である。二週間前には後者の勢力が勝利を収めつつあるやに判断され、暗い見通しをもたざるをえなかったが、その後、情勢は多少好転し、現在はこの両勢力の力関係がバランスしているものとみられる。例えば、経済関係の大臣に民間人を入れたり、顧問などにも専門家を採用しているのは好ましい傾向である。軍事政権の将来はいずれにしろ、この両勢力のどちらが主導権を握るかによって左右されるものと判断する」

とし、対日政策については、「将官のグループには親日家が多いのに対し、佐官のグループは親日ではなく、対日関係につき、軍事政権内に意見の対立がある」という見方が報告されている。⁽⁶⁶⁾

しかし、公開された日韓の外交文書を見る限り、こうした軍事政権内部の対立が対日政策の展開に何らかの影響を及ぼした形跡はほとんど見られない。日韓交渉の妥結を急ぐ姿勢は、軍事政権の初期からほぼ一貫しているといつてよい。後述するように、「急進的な佐官グループ」の代表格といえる金鍾泌は、日韓交渉の政治妥結過程で中心的な役割を担うことになる。軍事政権の一角に存在したある種のナシヨナリズムの志向性が、対日関係改善という政策方向性にどのような影響を与えたのかについては、さらなる検証が必要だが、ここでは、米国の援助が削減されていく中、外資の導入先が限られるという現実の制約に加えて、朴正熙という指導者の判断が大きな比重を占めていた点を指摘しておきたい。韓国側の外交文書からは、日韓交渉に関する一連の重要な決定に朴正熙自らが終始深くかかわったことが確認できる。

日韓交渉の再開をめざす軍事政権の動きは素早かった。クーデターから一週間も経たない五月二二日、軍事政権の金弘耆外務部長官は、記者会見で、対日政策に変化はなく、日韓会談の早期再開を進める方針であることを明らかにした。⁽⁶⁷⁾ 七月五日には、駐ベトナム大使の崔徳新(帰国後の同年一〇月、外務部長官に就任)を団長とする親善使節団が訪日し、軍事クーデターの正当性を説明するとともに、日韓国交交渉の早期打開を要望した。朴正熙国家再建最高会議議長の池田首相宛での親書を携えた崔徳新特使は、池田首相、西村防衛庁長官ら日本政府の要人に加え、自民党日韓問題懇談会メンバーや日韓経済協会メンバーなどと精力的に会談し、対日積極姿勢をアピールした。⁽⁶⁸⁾ 小坂外務大臣が訪欧中であつたため、外交的には、武内龍次外務次官との会談が主な場となつた。そこで崔徳新特使は、「軍事革命後の新政府が過去の如何なる政府よりも、日韓国交の早期打開に誠意をもって、積極的に努力する決意を有している」と強調し、その論拠の一つとして、「日韓国交を速やかに正常化することは国際共産

党の侵略を防ぎ、「両国の繁栄を図り得る途である」ことを力説した。⁽⁶⁹⁾「もし韓国が共産党の侵入をうければ、日本も直ちにその影響をうけるべきことは明らか」であり、「(朝鮮戦争で)韓国が多大の犠牲を払い、国連軍も直接これに参加したのは、単に韓国を守るためばかりでなく、自由陣営全体を守るためのものであった」という崔徳新の言葉は、李承晩政権以来、繰り返された冷戦論理の延長線上にあるものだが、⁽⁷⁰⁾朴正熙軍事政権の場合、日韓関係を冷戦の文脈に位置づける姿勢は一層際立った。⁽⁷¹⁾

同日、外交ルートでも、日韓会談の再開を求める韓国政府の意向が正式に伝えられた。韓国駐日代表部の文哲淳参事官は、伊関佑二郎アジア局長に対して、「韓国政府は日韓会談を早急に開始したい意向であり、近く駐日大使を任命するので、新大使の着任後、会談をいつから始めるのか等の具体的な相談をしたい」という「本国政府の訓令」を伝えた。また、文参事官は、「日本からの経済協力の問題についても新大使の着任後、併せて相談することにした」と付け加えた。この発言は、「請求権と経済協力は別であり、経済協力は国交正常化以後」という韓国政府の従来の方針の修正を示唆したとも取れるものであり、伊関アジア局長は早速、「韓国政府は国交正常化前でも日本よりの経済援助をうける用意があるのか」と質した。これに対し、文参事官は、「その点は駐日代表部としては不明なので新大使着任後、確かめられたい」と答えるにとどまった。朴正熙軍事政権は、成立から二か月も経たないうちに、すでに経済協力方式を含め、請求権問題の政治妥結を急ぐ姿勢を明らかにしたのである。

現に、韓国軍事政権はこの時点ですでに、請求権の総額を含め、対日交渉の具体案づくりに着手していた。外務部は、一九六一年七月八日、「韓日会談に対する政府の基本方針」を作成し、朴正熙が議長を務める軍部の国家再建最高会議に上申した。その中で、請求権問題については、韓国政府の取るべき方針として、以下の五つの項目を提示した。⁽⁷²⁾

1. 請求権と経済協力は別途。
2. 請求権問題は私法上の弁済原則に基づくが、政治的解決も考慮。
3. 一般請求権請求額は最高一九億ドル、最低五億ドル。
4. 船舶は新造艦で最高一三万トン、最低三万トン。
5. 文化財は日本国有は全面的に返還、私有は返還を推進。」

この文書は、基本的に、韓国民主党政権の下、一九六〇年一〇月頃に作成された基本方針文書と全く同じものであり、ただ空欄になっていた請求権の金額や船舶のトン数の部分に、具体的な数字を書き込んだ形となっている。⁽⁷³⁾つまり、朴正熙軍事政権は、日韓会談の妥結を急ぐ立場から、以前の民主党政権による基本方針と枠組みをそのまま踏襲し、請求権の要求額の確定に踏み込んだのであった。

こうした基本方針の下、外務部は、七月二二日、より詳細な内容を定めた政府方針案を作成し、国家再建最高会議に提出した。⁽⁷⁴⁾その中で、「一般財産請求権」については、以下の三つの選択肢が示された。

「(第一案) われわれの対日請求権は、軍政法令第二号、第三号、韓米間財産及び財政に関する最初協定、対日平和条約第四条b項等の根拠の下で請求するものである。従って、賠償的な性格のものに含まれず、主に私法上の債務弁済的な性格を有する請求権からなっている。

(第二案) わが方の八項目請求と関連して、米國務省は、一九五七年二月三十一日、韓国の対日請求が日本の在韓財産の帰属によつてどの程度消滅したかについて、両国の特別協議により討議すべきとする覚書を提示し、同覚書が両側によつて受諾されているので、この点を考慮し、第二案では、法律的根拠及び数字上の証憑資料が微弱なものは請求案から削除するものとする。

(第三案) 最終的な段階においては、客観的な妥当性のある請求権を総合し、政治的な考慮を加味して、一定の絶対請求金額を画定し、最後まで固守する。⁽⁷⁶⁾

また、韓国政府が主張してきた「対日八項目要求」を以上の三つの基準でそれぞれ計算した結果、請求権総額として、第一案では「一九億三千万ドル」、第二案では「一二億一千万ドル」、第三案では「五億ドル」という金額を提案した。⁽⁷⁶⁾

つまり、第一案は、「賠償的な性格のもの」は含まず、「主に私法上の債務弁済的な性格」をもつ請求権であり、交渉における韓国側の要求の最大値というべきものであった。第二案は、その最大値から、日本の在韓財産の没収分を考慮するよう求めた米国防務省の覚書を勘案し、「法律的根拠及び数字上の証憑資料が微弱なもの」を除いたものであり、いわば交渉過程における段階的な妥協案といつてよい。そして、この妥協案にも失敗した場合の最低ラインが第三案であり、それは「客観的な妥当性のある請求権を総合」するが、「政治的な考慮」によって確定され、「最後まで固守すべき」金額であるとされた。この「政府方針」は、七月八日の「基本方針」で示された「最高一九億ドル、最低五億ドル」という指針に基づき、さらに交渉案を三段階に分け、中間案として「一二億一千万ドル」を設定したものであった。最低額は「基本方針」で示された「五億ドル」のままだが、最高額は「一九億三千万ドル」に若干変更されている。

韓国側の韓日会談外交文書を詳細に検討した張博珍の指摘どおり、請求権に関する朴正熙軍事政権の交渉方針は、その総額の面でも、以前の民主党政権期との強い連続性を示している。上記の第一案は、従来からの「対日八項目要求」を土台にしたものであったが、張博珍の計算によると、李承晩政権から張勉政権に至るまで、その総額はおおよそ一九億ドルから二四億ドルの線で推移していた。⁽⁷⁷⁾ 李承晩政権期の一九四九年九月、韓国政府が作成した

「対日賠償要求調書」の総額は約二四億ドルに上り、その後、韓国がサンフランシスコ講和条約の当事者から除外された結果、「対日賠償要求」は「対日請求権」に名目が変わり、一九五一年二月、第一次日韓会談の時に「対日八項目要求」として提出された。一九五七年初めの時点での韓国政府のリストによると、その総額は約二三億ドルと推算された。張勉政権期に入ってから、こうした方針は基本的に維持されたようであり、前述のとおり、一九六一年初めに作成された「韓国請求権委員会 韓国側の基本政策（試案）」では、「韓国側が想定した請求権総額」は「二四億ドル」とされた。⁽⁷⁸⁾ 第一案の「一九億三千万ドル」は、基本的にこうした一連の方針を踏襲したものといえよう。

以上のような賠償もしくは請求権の最大値とともに、交渉妥結のための現実的な「最低ライン」も並行して検討された。李承晩政権期には、一九五九年一月二九日付の訓令で、日本に対する請求権要求の総額が約一九億三千万ドルとなっているが、これは「Alternative A」であり、「最終妥協ライン」である「Alternative C」は別途の金額が指示された。⁽⁷⁹⁾ その具体的な数字を含んだ付属資料は公開外交文書に含まれておらず、その金額を確認することはできないが、張博珍は、李承晩政権期に駐日大使として日韓交渉に携わった柳泰夏や金裕澤の証言をもとに、「三〜四億ドル以上」が李承晩政権期の最低ラインであった可能性を指摘している。⁽⁸⁰⁾ 張勉政権期には、前述の「韓国側の基本政策」で、「日本の対フィリピン賠償総額八億ドルより少なくとも努力すべき」とし、「六億ドルの経済援助を受け入れる場合、純請求権で最低二億ないし三億ドルは確保すべき」との方針を打ち出した。李承晩政権期や張勉政権期においても、実際に獲得可能な請求権の金額は数億ドル規模であるという認識をもっていた可能性がある。

ここで問題なのは、「政治的な考慮を加味」して決定された「最低ライン」の「五億ドル」（第三案）がどのような根拠や背景によるものなのかという点である。上で検討したように、最高額の第一案がいくつかの先行文書の数

字に近似しており、それらを参考にした可能性があるのに対して、最低ラインの「五億ドル」に直接つながるような先行例は、公開された韓国側外交文書の中には見当たらない。「五億ドル」という数字と明確に一致する唯一の例は、前述のように、一九六一年五月、自民党議員団の訪韓の際、随行した伊関佑二郎アジア局長を中心に、日韓の政府要人の間で「五億ドル」線での妥結をめぐるやりとりがあったという事実である。民主党政権期の非公式折衝が、上記の「基本方針」が作成された一九六一年七月の時点ですでに朴正熙軍事政権に引き継がれたことを示す文書はなく、金龍周の証言でも、その事実が裴義煥に伝えられたのは「一九六二年以降」ということになっている。しかし、「五億ドル」という数字について、それ以外の根拠や背景は確認できず、今のところ、六一年五月の伊関局長を中心とした日韓折衝との何らかの関連性を推測するしかない。⁽⁸¹⁾

以上のように、朴正熙軍事政権は、政権成立早々から、日韓会談の早期妥結を図る方針を決め、韓国側にとって最大の懸案であった請求権問題について、「政治的解決」をめざす方針を早々と確定した。もし「最低ライン」として想定された「五億ドル」が以前の民主党政権期の日韓折衝を踏まえたものだとすれば、それは、政治決着の実現可能性に重点を置いた選択だったといえよう。つまり、すでに張勉・民主党政権期に一定の「合意」(もしくは「打診」)があった金額ならば、日韓会談の短期決着は十分可能になるのである。

(64) 木宮正史「韓国における内包的工業化戦略の挫折——五・一六軍事政府の国家自律性の構造的限界」『法学志林』第九一卷三号(一九九四年一月)・同*『朴正熙政府の選択——一九六〇年代輸出志向型工業化と冷戦体制』(フマニタス、二〇〇八)。

(65) 「煮詰まってきた日韓問題」『エコノミスト』、一九六二年三月二七日、一五頁。

(66) 北東アジア課「韓国情勢に関する件」一九六一年六月二四日、日本外交文書、6-397-325。

(67) 『毎日新聞』、一九六一年五月二二日・アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会『日韓関係年表』(Ⅲ)(交渉史資料一六)、

一九七〇年五月、日本外交文書、6-827-429。

- (68) 崔徳新率いる親善使節団は、韓国軍事政権が軍部クーデターの正当性を説明し、政権の安定を強調するために、主要関係国に派遣した親善使節団の一環であり、東南アジアと日本を担当した。その日本での活動の概要については、「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」、日本外交文書、6-1100-506、111-116頁。朴正熙議長から池田総理宛ての親書は、同文書の二四頁に全文掲載されている。同文書によると、「また、一行は、先に小坂外務大臣の訪韓時に尹大統領を礼訪した例もあけて、天皇陛下に謁見を希望していたが、日本側は天皇に謁見できる基準はきまつており、この程度の親善使節団では前例がないこと、大統領と天皇は同列に論じ得ない旨伝えて断った」（二六頁）という。
- (69) 北東アジア課「武内次官、崔徳新韓国親善使節団長会談記録」、一九六一年七月五日、日本外交文書、6-591-357。韓国側の記録としては、要旨だけの簡単なものではあるが、外務部長官宛ての報告書（第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻（V.1 78月））、韓国外交文書、723.1JA、予1961、720、CI-0005-03、0132-0133）がある。
- (70) たとえば、一九六〇年九月、戦後日本の外相として初めて訪韓した小坂外相との会談で、当時の民主党政権の鄭一亨外務部長官は、「日本が反共自由陣営の中で支柱としての役割を果たすことを期待する」とともに、「共産主義の侵略に対抗する韓国の闘い」が「日本にも利益をもたらした」と述べた。それに対し、小坂外相は「防衛同盟の締結は日本の憲法規程上不可能だが、その他の面においては、あらゆる協力を惜しまない」と答えた。外務部から駐日代表部「鄭一亨・小坂会談会議録」(MI1978)、一九六一年九月六日、「小坂日本外相訪韓、1960.9.6」71、韓国外交文書、724.32JA、846、C-0009.21、0052-53。
- (71) この時期のもう一つの例として、韓国軍事政権が「国軍の日」に日本の防衛関係者の訪韓を招請したが、日本政府によって「時期尚早」として断られるという出来事があった。一九六一年九月五日、韓国駐日代表部の文哲淳参事官は、「本国の訓令」として、一〇月一日の「国軍の日」記念行事に、「中国、日本、フィリピン、ヴェトナム」など「友好国の軍首脳者」の訪韓を招請したいという意向を伝えた。文哲淳参事官は、「日本の場合、防衛庁関係の政界人が加わっていたことも結構」と述べ、「軍首脳者」が必ずしも現職の自衛官を意味するものではないことを示唆した。しかし、これは制服組を含めた防衛庁幹部の訪韓を正式に招請した初めてのケースであった。これに対して、日本政府は、まず外務省幹部会で「消極的な結論」が下され、それを踏まえて、伊関アジア局長が防衛庁官房長に対して、「行ってもよいのではないかと議論も成立し得るが、NEATOに関係があるとの議論をまき起す関係もあり、国交未成立でもあるから、時期尚早と考える」旨を伝え、招請の辞退を決定した。北東アジア課「韓国『国軍の日』に本邦関係者招請の件」、一九六一年九月五日、および北東アジア課「韓国『国軍の日』に防衛庁関係者招請の件」、一九六一年九月四日、日本外交文書、6-591-370。李承晩政権における反共論理と対日政策との関連については、朴鎮希*「李承晩の対日認識と太平洋同盟構想」『歴史批評』第七六号（二〇〇六年八月）、九〇-一一八頁を参照。
- (72) 外務部「韓日会談に対する政府の基本方針作成の件」、一九六一年七月八日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻（V.1 78月）」、韓国外交文書、720、CI-0005-03、0015-0018。
- (73) 「韓日会談に対する政府の基本方針」、日付不明、「第五次韓日会談予備会談、本会議会議録および事前交渉、非公式会談報告、1960.10.6.」51、韓国外交文書、723.1JA、713、CI-0004.08、0173-0175。この文書の日付は明記されていないが、一九六一年一〇月中旬から下旬の文書群

に含まれている。作成主体は記入されず、文書に関する説明も付されていないが、「在日韓人法的地位」「漁業および平和線」「韓国請求権」など三つの懸案に関する、当時の韓国政府の基本方針を整理したものと思われる。「韓国請求権」の項目で、具体的な金額の部分は、「最高〇〇弗、最低〇〇弗」のように、空欄になっており、請求権の要求金額が公式には確定されなかったことを示している。

(74) 「韓日会談における韓日間の諸般懸案問題に対する政府方針(案) に関する件」一九六一年七月二日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻(VI. 7-8月)」韓国外交文書、7207-CI-0005-03-0019-0079。

(75) 「同上」0052-0054。

(76) 「同上」0006。文書に表示された作成日では、「韓日会談に対する政府の基本方針」(一九六一年七月八日)、「韓日会談における韓日間の諸般懸案問題に対する政府方針(案)」(一九六一年七月二日)の順であり、「基本方針」で先に決定された請求権金額の「最高一九億ドル」を受け、より詳細な「政府方針(案)」が作成されたという流れになっている。しかし、二つの文書の作成日が近接していること、また、後述のように、これらの選択肢の金額が先行の検討文書に類似していることなどを考慮すると、前者の「基本方針」に示された金額は、ほぼ同時に進められていた後者の「政府方針(案)」の作業を踏まえたものであった可能性も考えられる。

(77) 李承晩政権から朴正熙政権に至るまでの韓国政府の対日賠償および請求権要求の変遷については、張博珍*「韓日会談における被害補償交渉の変化過程分析——植民地関係清算に関する『賠償』、『請求権』、『経済協力』方式の『連続性』を中心に」『精神文化研究』第三一巻一号(二〇〇八年春号)、二〇九—二四二頁を参照。以下の記述で、賠償および請求権の金額は張博珍の推計による。

(78) 李鍾元「日韓の新公開外交文書を見る日韓会談とアメリカ——朴正熙軍事政権の成立から『大平・金メモ』まで」(一)『立教法学』第七六号(二〇〇九年三月)、二二頁。その内訳については、張博珍*「韓日会談における被害補償交渉の変化過程分析」、二二四—二二六頁を参照。

(79) 上の「Alternative A」の総額は「一九億二九二万ドル」で、上記「政府方針(案)」(一九六一年七月二日)の第一案の「一九億三千万ドル」とほぼ同じ金額であった。両者の関連性や連続性を直接示す文書は見当たらないが、何らかの形で参考になった可能性は否定できない。実際の交渉における最終案であったと思われる「Alternative B」と「Alternative C」の金額は確認できないが、請求権総額の選択肢を三つに分けて提示した点でも、両者は共通している。

(80) 柳泰夏*「李ラインと対日会談」権五琦「現代史の主役たちが語る政治証言」(東亜日報社、一九八六)、三四七、三六三頁。「金裕澤」*『財界回顧一〇——歴代金融機関長篇』(韓国日報社出版局、一九八二)、一七〇頁。「当時、李承晩の腹心として駐日代表部で活動していた柳泰夏公使の証言によると、一九五九年三月、韓日会談の妥結を決心した李承晩は現金で四億ドルを受け取ることを指示した」という。また、金裕澤は、「第四次韓日会談当時」、韓国は対日財産請求権を少なくとも三億ドル以上と考えていた」と証言している。柳泰夏の証言については、張博珍*「韓日会談における植民地関係清算研究」、二九四—二九五頁から再引用。

(81) 第一案や第二案とは違って、第三案の「五億ドル」は、請求権要求の「八項目」の各細目別の計算に基づいて算出されたものではなく、各項目の大まかな金額の合計になっており、文字通り、「政治的な考慮」による算定という色彩が強い。この点について、張博珍は、「これは請

求権の細目に関する協議が張勉政権期に初めて開始され、また対日八項目のうち、第五項目に関する趣旨説明すら終わっていない段階で、軍事政権はすでに法的根拠や証憑作業を通じた民事的な請求権としての解決を事実上放棄したことを意味する」と批判している。張博珍「同上」、三三九頁。

六 日韓会談の再開交渉

こうした方針を固めた上で、朴正熙軍事政権は、日韓会談の再開に向けた対日交渉に乗り出した。その過程にも、請求権資金の獲得を主眼に、政治決着による早期妥結を急ぐ軍事政権の姿勢が随所に表れていた。

政府指針の策定作業が進行中であった七月一日、朴正熙最高会議議長自らが、日本記者団との会見で、「政府は日韓会談を速かに再開できる準備を進めている」と、日韓会談の早期再開方針を打ち出したのに続いて、七月五日には、軍事政権の新しい駐日代表として、当時韓国貿易協会常務副会長であった李東煥を駐日公使に任命した。⁽⁸³⁾ 戦前、東京商科大学（一橋大学の前身）を卒業し、解放後、商工部官僚などを歴任した李東煥については、東京商科大学出身の大平官房長官や小坂外相など、日本政府要人との人脈を期待しての抜擢という見方もあった。⁽⁸⁴⁾ また、八月一日には、金鍾泌中央情報部長の腹心であった崔英澤中央情報部第五局長が駐日代表部の参事官として日本に派遣された。崔英澤は、後日、自らの日本赴任について、「金鍾泌の密命」を帯びたものであり、「与えられた任務は韓日会談妥結のための裏工作」であったと証言した。崔英澤は、李承晩政権末期に柳泰夏駐日大使が築いた日本政界の人脈を引き継ぎ、⁽⁸⁵⁾ 以後、岸信介ら自民党内の「親韓派」を対象に、日韓会談打開のための「政界工作」を担当することになる。⁽⁸⁶⁾ こうした布陣は、公式の外交ルートだけでなく、日本政界への非公式チャンネルを動員して、政治決着を急ぐ体制づくり他に他ならなかった。

新任駐日公使の李東煥に宛てられた韓国政府の訓令でも、日韓会談の早期再開の実現が主な任務とされた。七月

二六日付の最初の訓令では、「会談再開の時期」について、「政府としては来たる九月初旬に日韓会談が再開されることを願っている」と時期を明記していた。しかし、七月三十一日、この「会談再開の時期」の部分だけを修正した訓令が送られ、「これに関し、わが政府としては日本側が望む時期にいつでも会談を再開する用意があることを明らかにし、その時期については、あくまでも日本側がイニシアティブを取るようになさせ、決してわが方が会談再開を急いでいる印象を与えないように留意すること」という内容に変更された。日本側から会談再開への積極的な反応が見られない中、交渉上、弱い立場にあった韓国側のジレンマが如実に表れているといえよう。

李東煥公使は、この指示を忠実に守り、八月二日、伊関アジア局長との初めての会談でも、「韓日会談再開問題」については、「わが方が韓日会談の再開を急いでいるという印象を与えないために、本日はこれについての言及を一切避け」、在日朝鮮人の北朝鮮帰還協定の延長問題や日本漁船の平和線侵犯問題などの議論に終始した、と報告した。⁽⁸⁸⁾しかし、日本側の伊関アジア局長も、軍事革命後の韓国情勢に対する日本国内の慎重論について詳しく触れるなど、日韓会談の再開には消極的であった。伊関局長は、「われわれとしては、韓国民が軍事政権を全幅的に支持しているとは未だ見得ず、一抹の不安を抱いている。日本国内では今や韓国に対する見方の積極論と消極論が共に従来よりも一層深刻になっているといわねばならない。与党の保守派は今まで以上に韓国の運命を深刻に心配しておる反面、左翼勢力、一部のインテリの反対派の方もその度合いを一層強めているのが実情である」と述べた。⁽⁸⁹⁾こうした発言は、交渉上のかげひきという側面だけでなく、当時の日本の対韓国観を率直に表したものともいえ、李東煥公使としては、「日本側に会談再開のイニシアティブを取らせる」という韓国政府の方針の実行が如何に困難であるかを認識することになった。

八月七日、李東煥駐日公使は、本国政府への報告電文で、「現在、日本と韓国が少なくとも表面的には消極的な態度を取っているため、両者の接近のために斡旋する役割を担う第三者がいれば便利であるが、このような役割は

米国に期待するしかない」という見解を示し、「(日本側が会談再開のイニシアティブを取るようになる) 努力は、当地の米国大使館を通して当部でも行うが、ソウルとワシントンでも積極的に推進するように願いたい」と要請した。⁽⁹⁰⁾ また、李東煥公使は、自民党の「親韓派」の影響力にも期待をかけた。八月一四日の本国宛ての電文では、「これから時間が許す限り、とりわけ韓国『ロビー』として知られる岸信介、石井光次郎、船田中等の政界要人や、野田卯一ら、去る五月に訪韓した衆議院議員など、自民党内の『日韓問題懇談会』メンバーを中心に接触する機会を持つ予定」であると報告した。⁽⁹¹⁾

しかし、こうした「迂回戦略」も効を奏した形跡はなく、八月一八日、李東煥は、「日本側が韓国側から先に提案する形式を取らなければ、立場上困難であると、言い張った場合、この問題について、わが方が柔軟な姿勢を取るつもりである」と述べ、自ら方針の転換を申し出た。⁽⁹²⁾ そして、八月二四日の李東煥・伊関会談で、韓国側の申し入れて、「九月二〇日前後」の第六次会談の開催が合意された。会談再開の時期について、日本側の記録によると、「先方はなるべく早く開始したいと述べた」が、日本側が準備の都合を理由に少し遅らせたという。その他に、①「名称は第六次会談とする」、②「直ちに本会談を開く(但し討議は本年五月に打ち切られた前会談をそのまま引き継ぐ)」、③「韓国側首席代表は李公使の上に別途任命される。これに応じて、日本側首席代表も任命する」などが合意された。⁽⁹³⁾

会談再開の時期を除き、これらの合意事項は、おおむね日韓交渉の短期決着をめざす韓国側の意向が反映されたものであった。日韓会談再開の申し入れに先立ち、八月一九日、李東煥公使が本国政府に提案した韓国側の交渉方針は、妥結を急ぐ韓国側の考え方をよく表している。⁽⁹⁴⁾

「1. 再開時期の確定問題… わが方が再開時期について提案すると、日本側は会談の順調な進行のため、相当の予備

交渉が必要であり、予備交渉の進展状況を見極めつつ、適当な時期を定める方がよいとの主張を展開する可能性がなきにしもあらず、こうした場合には、『漠然と予備交渉を行うのではなく、いつまで予備交渉を終えるという目標を立てた方が効率的である』と主張し、再開時期を予め定めておくよう交渉する。再開時期は日本側の意見を聞き、九月初旬の適当な時期を選び、可及的初旬になるよう努力する。

2. 会談の次元及び過去の会談の成果の引き継ぎ問題… 今般再開される会談は第六次会談とするが、原則として、委員会の構成や進行において、過去の会談の成果を引き継ぎ、再開するよう交渉する。

3. 会談再開の形式問題… 第五次会談は予備会談と本会談に分けて進行されたが、今般会談は不必要な時間の浪費を避けるため、そのような区分なしに第六次韓日会談として始めるよう交渉する。但し、会談開催に先立ち、予め合意すべき事項については、代表部と外務省との間で予備交渉を通して解決する。

4. 代表団構成問題… とりわけ首席代表は政治的力量があり、政府に対する影響力の大きい人物を双方とも任命するよう交渉する。

5. 基本関係委員会問題… 日本側が基本関係委員会を他の委員会と並行して進めることを望む場合は、それに応ずる。

6. 一般請求権と漁業問題に対する事前了解…(中略)

(ハ) この二つの問題については、日本側は上記〔第五次会談予備会談の成果を引き継ぎ、漁業問題は資源論の議論を継続し、一般請求権問題は八項目の討議を継続する〕…引用者註) 以上の了解を求める可能性があるが、それに固執する場合、漁業問題は会談を通して漁労協定を締結し、一般請求権問題をはじめ他の問題との同時に解決するようにする。この場合でも、第五次予備会談である程度進展を見た資源論の討議をまず継続することを主張するとともに、とりわけ一般請求権問題に対する日本側の誠意を促すようにする。(本件に関しては、日本側が去る五月の伊関・金溶植会談〔W-08195を参照〕の内容を引用する可能性が濃厚であるので、同会談記録を検討するとともに、その詳細を当部にも通報を願いたい)

7. 駐韓日本代表部設置問題…(省略)
8. 在日韓人北送問題…(省略)
9. 経済協力問題…(省略)

この提案のポイントは、①会談の形式の面で、予備折衝や予備会談といった手続きを「不必要な時間の浪費」と決めつけ、早速本会談に入ろうとしたこと、②会談の早期決着のため、従来の日韓会談（とりわけ、五月の軍事クーデターで中断された張勉・民主党政権期の第五次日韓会談予備会談）の会談形式や内容、「成果」をそのまま引き継ぎ、「再開」の形を取ること、③代表団の構成では、政治的な影響力のある人物を首席代表に任命することなどであった。ここには、時間のかかる歴史的、法律的な論議を省略もしくは回避し、請求権資金をめぐる、できるだけ早く政治決着の構図に持ち込みたいという韓国側の意図が如実に表れている。

この提案文書の第六項の追記にある伊関・金溶植会談の言及は、その数日前の八月一六日、会談再開の形式や進め方と関連して、日本側が五月の伊関・金溶植間の「了解事項」について確認を求めたのがきっかけであった。李東煥公使は、会談再開のための折衝で、「宇山は、とりわけ去る五月に伊関アジア局長が訪韓した際、当時の外務次官金溶植と了解した事項について強い関心を示し、その了解事項を今後の会談進行においてどう扱うについて事前交渉が必要であろうと述べた」と報告し、「金溶植・伊関間の会談に関する詳細な記録があれば送付願いたい」と要請した。⁽⁹⁵⁾ 八月一九日付の提案文書での言及は、その再確認であった。

韓国側が中断された第五会談予備会談を引き継ぐ形で、日韓交渉を再開したいという意向を示した以上、日本側としては、この五月の伊関・金溶植間の「了解事項」の扱いを確認する必要があるためである。日本側にとって、この「了解事項」のうち、「極秘裡の政治折衝」を含め、短期間の会談妥結を想定した会談のスケジュールの部分

は再検討の余地があるが、経済協力方式を取り入れた請求権問題の解決提案に対して、韓国の金溶植外務次官が「大体日本側の考え方に乗ってきた感じ」であり、張勉国務総理が「全面的にあれで結構です」と了解するなど、韓国政府の柔軟姿勢に手ごたえがあった会談の「成果」を引き継ぐことは望ましいと考えたのかも知れない。⁽⁹⁶⁾

韓国軍事政権は、こうした日本側の確認要請に対して、明確な回答をしなかった。李東煥公使からの二度にわたる要請に対して、ようやく九月八日になって、駐英大使に転出していた金溶植から伊関との会談内容に関する報告を取り寄せた。⁽⁹⁷⁾しかし、日本外務省が「強い関心」を示した伊関・金溶植間の「了解」について、その後、韓国政府内で検討や議論がなされた形跡はない。おそらく会談内容に関する金溶植の説明が、伊関の認識とは大きく異なり、「公式交渉」ではなく、「意見交換」のための「外交上の Exploratory Talking」であったと述べたことも一因であろう。伊関と金溶植の主張のくい違いは、単なる会談をめぐる認識のズレかも知れないが、金溶植が、新政権への政治的配慮から、前政権期に関わった政治折衝の内容を意図的に縮小し、曖昧にした可能性も否定できない。

一方、日韓会談の再開にいたった日本側の要因について、伊関アジア局長は、「総理の意向」に加えて、ライシヤワー大使をはじめ、米国側からの強い要望をあげた。⁽⁹⁸⁾会談再開が合意された直後の八月二十九日、関係各省代表による日韓会談再開に関する打ち合わせ会で、伊関局長は、会談の時期や形式などを説明した後、「第一の問題は、この際、会談をやるかどうかということであるが、外務省としては当初韓国政権の安定性などの考慮から会談を再開すべきかどうか迷っていたが、この際、行なわざるを得ないのではないかとの結論に達している次第である」と報告した。また、「会談再開に関する総理の意向」のについての質問に答えて、「池田総理は訪米前から先方より申出があれば、日韓会談を再開すべきであるという意見であり、現在でも同じ意向を有しておられる」と述べ、韓国軍事政権に対する外務省の慎重論にもかかわらず、日韓会談の再開を決定する過程で、池田総理の意向など、政治的判断が大きく働いたことを示唆した。加えて、「池田首相の訪米に際し、ケネディ大統領は、韓国が赤化した場合、

日本に如何なる影響を持つかに大きな関心を示し、米国は国内世論も考えねばならず、積極的な手段もとりにくい。むしろ日本において韓国援助を行なってもらいたいと語るところがあり、「ライシャワー大使等も日本が韓国を助けて欲しく、そのため日韓会談を再開して欲しいとの希望を累次表明してきて」いるなど、米国政府から強い要請があった点を強調した。

伊関の説明によれば、韓国の国内情勢への懸念も大きな要因であった。「われわれとしても韓国軍事政権の安定性が心配だったと同時に、民政移管についても深い関心を持っていた。民政移管の時期は発表されたが、二年先となり、失望した。しかし、二年間、日韓会談再開を放っておけるかというところはいいかない。……結局、米、独、伊等諸国とともに日本としても韓国を助けて行かなければならず、さもないければ韓国にはファッショ化ないし長期的にみて赤化の危険がある」という論理は、当時の「釜山赤化論」の延長線上にあるものだが、「ファッショ化」への言及が目を引く。文脈からすると、日韓会談の妥結と、それに伴う日本からの経済支援が軍部統治から文民政治への復帰を促進するという意味にも取れる。日韓国交正常化が軍部を基盤とする朴正熙政権の土台づくりに大きく貢献した事実を考えると、興味深い論理といえよう。

再開される日韓会談の展望について、伊関はかなり早期の妥結可能性を示した。伊関は、「現段階においては、会談を行なっても急速に片附くとは思われず、早くまとまっても明年の通常国会に批准を求めることになろう。それまでのかなりの期間、政権の進んでいる方向を見極めることもできようし、今のところ、多少警戒しながらも交渉を進めて行くことよりほかに道がない」と述べ、具体的な日程としては、「一〇月末か一月初めぐらいまで事務的交渉を行なっていれば、韓国側の肚もさぐれるであろうし、日本側の肚づもりもそれまでには決めねばならないであろう」、「関係大臣の外遊、国会との関連もあり、九月、一〇月の二か月を第五次会談の事務的引き継ぎとして話し合いをつけていけば、大体の目途が付き、そこにおいて韓国側の肚をサウンドすることとなろう」という見通

しを示した。つまり、九月二〇日頃に会談を再開し、二か月ほどの事務的交渉を経て、年末までには日韓の「肚づもり」を決めて会談を妥結すれば、翌年（一九六二年）の通常国会（一月～五月）に批准を求めることができ、民政移管以前の軍事政権との間での早期妥結は可能であるとするスケジュールを描いていたのである。⁽⁹⁹⁾

(82) 「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」、四八頁。

(83) 李東煥は七月二一日付で赴任した。外務部長官から駐米大使等「韓日間国交調整問題に関する外交活動指示の件」、一九六一年八月八日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全三巻（V.1 78頁）」、韓国外交文書、720、CI-0005-03、0111；アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会『日韓関係年表』（Ⅲ）。

(84) 金東祚に語った李東煥公使自らの回顧による。金東祚*『回想三〇年——韓日会談』（中央日報社、一九八六年、二二二～二三頁。李東煥は、赴任後、同じく東京商科大学出身の足立正商工会議所会頭ら、「新韓派」の財界人と活発に接触した。しかし、大平や小坂などとの間で、「人脈」といえるほどの関係を築いた形跡は確認できない。公開された日韓の外交文書で見ると、李東煥の日本政府との接触はほぼ伊関アジア局長に限られている。

(85) 柳泰夏は、李承晩大統領の側近として駐日代表部に送り込まれ、主として政界工作や資金管理などを担当したといわれる。その中で、矢次一夫とのパイプがもっとも重要な部分を占め、岸政権期の日韓交渉を支える非公式チャンネルであった。金裕澤の回顧によると、一九五七年、駐日大使に赴任する際に、李承晩大統領は、「（東京の駐日代表部に）柳泰夏という人物がいて、みんな彼のことを悪く言うけれども、私から見れば使えるところがある。彼は日本人々と接触をして、報告を寄せてくるのだが、一、二か月が経つと、すべてが事実になる。彼は情報収集がうまい」と述べたという。また、「柳泰夏氏は駐日代表部の参事官にすぎなかったが、フランチェスカ女史（李承晩大統領夫人…引用者註）の厚い信任の下、大きな勢力を有し、駐日代表部の事実上の実力者だった」とも証言している。金裕澤*『財界回顧一〇』、一五〇頁。柳泰夏は、駐日代表部の参事官、公使を経て、金裕澤の後を継いで、李承晩政権の最後の駐日大使（五八年一〇月～六〇年四月）を務めた。軍事クーデター後、崔英澤が柳泰夏の築いた政界人脈を「引き継ぐ」過程については、ジャーナリストの取材に基づく文献として、趙甲済*『朴正熙——ある近代化革命家の悲壮な生涯』第五巻「問題と役割」「歴史問題研究」九号（二〇〇二年二月）、一五四～一六一頁を参照。希*「韓日国交樹立過程における『韓日人脈』の形成と役割」「歴史問題研究」九号（二〇〇二年二月）、一五〇～一五五頁を参照。崔英澤は、まず

(86) 崔英澤の証言や活動については、魚住昭「渡邊恒雄——メディアと権力」講談社、二〇〇三年、一五〇～一五五頁を参照。崔英澤は、まず「親韓派」人脈の中心的存在であった矢次一夫に接近し、矢次の紹介で岸らとも頻繁に接触した。さらに、自民党内で日韓会談に消極的であった大野伴睦らの「党人派」を説得するための方策について、伊関アジア局長に相談したところ、伊関局長から、「矢次さんより、党人派に強い

- 児玉さんに頼んだらどうか」との助言を得て、児玉營士夫と接触し、以後、「月に一、二度は児玉と顔を合わせるようになった」という。また、児玉の紹介で、当時読売新聞の政治部記者で、大野伴睦の番記者であった渡邊恒雄とも関係を築いた。公開された韓国側外交文書には、岸、矢次、渡邊らと接触し、日本の政府や政界の動きについての情報や助言を得ていた崔英澤の活動ぶりを示す報告電文などが多数含まれてゐる。
- (87) 李東煥・伊関の第一回会談の直前である七月二十八日、北朝鮮赤十字社から、在日朝鮮人の帰還協定を一年間延長したいという提案があり、七月三十一日、日本赤十字社はそれに同意する意向を通報した。アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会『日韓関係年表』(Ⅲ)。
- (88) 駐日公使から外務部長官 (JW-0833)、一九六一年八月二日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻 (V.1 78月)」、韓国外交文書、720-C1-0005-03-0094。
- (89) 北東アジア課「アジア局長・李公使第一回会談記録」、一九六一年八月二日、日本外交文書、6-597-329。
- (90) 駐日公使「韓日関係に関する総合報告の件」(JW-0881)、一九六一年八月七日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻 (V.1 78月)」、韓国外交文書、720-C1-0005-03-0149-0150。
- (91) 駐日公使から外務部長官「韓日関係に関する総合報告の件」(JW-08170)、一九六一年八月一日、「同上」、0172。
- (92) 駐日公使から外務部長官「韓日会談再開交渉に関する件」(JW-08214)、一九六一年八月一日、「同上」、0190。
- (93) 北東アジア課「日韓会談再開問題に関する伊関局長・李公使会談要旨」、一九六一年八月二四日、日本外交文書、6-597-329。首席代表問題については、韓国側の会談記録がより直接的な表現を使っており、「韓国側としては首席代表に政治力のある人物を任命するのが望ましいと考えており、日本側としてもそのような人物を考慮しよう求めた」と記している。駐日公使から外務部長官「韓日会談再開交渉に関する件」(JW-08296)、一九六一年八月二四日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻 (V.1 78月)」、韓国外交文書、720-C1-0005-03-0206。
- (94) 駐日公使から外務部長官「韓日会談再開交渉に関する件」(JW-08226)、一九六一年八月一日、「同上」、0191-0193。
- (95) 駐日公使から外務部長官「韓日会談再開に関する件」(JW-08915)、一九六一年八月一日、「同上」、0184-0185。宇山厚参事官との面談内容の報告電文である。
- (96) 伊関・金溶植会談の内容などについては、李鍾元「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ」(一)、二二―二四頁。
- (97) 「同上」、三〇頁、註四〇を参照。
- (98) 北東アジア課「第六次日韓会談再開に関する日本側打合せ」、一九六一年八月二九日、日本外交文書、6-118-1418。
- (99) 打ち合わせ会の議事録によると、出席した宮川新一郎理財局長ら大蔵省側は、会談再開についての「総理の意向」や、「日韓会談妥結の利点は何か」を質すなど、会談そのものに消極的な姿勢を示した。最終的に、「大蔵省側も総理が再開に賛成であるなら事務当局としての消極的な態度は問題になりえないとして納得した」と記されているが、大蔵省を中心に、日本政府内に根強い慎重論があった状況が窺える。

七 金裕澤特使の訪日と請求権金額

こうして会談開催の目途がつくと、朴正熙軍事政権は、早速、非公式ルートを通して、政治決着の「地均し」に取りかかった。金裕澤経済企画院長の訪日は、その最初の試みであった。⁽¹⁰⁾ 外務部長官の名義で、駐日代表部に對して、金裕澤特使の訪日方針を伝え、その準備を指示する電文を送ったのは、日韓会談の再開が原則合意された翌日の八月二五日であった。その電文は、金裕澤特使の派遣の目的について、「再開される韓日会談を成功裏に解決するため、……韓日間の諸般懸案問題について、両国が合意に達しうる基準をめぐって、日本政府および自民党の最高指導者と事前交渉を行うこと」であると明記した。⁽¹¹⁾ また、同電文は、「その派遣目的の機密性に鑑み」、公式訪問ではなく、自民党日韓問題懇談会の招請による政府の非公式特使という形式を取るよう指示した。経済開発計画を統括する政府の現職閣僚でありながら、あえて「非公式特使」という形を取ったのは、池田政権や自民党指導部との間で、トップレベルの踏み込んだ政治折衝を行いたいという意思の表れであった。日本の九州大学出身の経済官僚で、李承晩政権に駐日大使として日韓会談に関わったこともあり、朴正熙軍事政権によって経済政策の責任者に抜擢された金裕澤を特使として送り込んだことは、日本の政財界とのつながりをも意識した人選であったといえる。⁽¹²⁾

しかし、金裕澤の特使派遣に至る過程を見ると、その政策決定や実行はかなり慌ただしく、交渉戦略に基づく体系的なアプローチというより、短絡的で混乱に満ちた行動の連続であった。駐日代表部に訪日交渉の指示を送った翌日の八月二六日、外務部の巖永達亜州課長は、駐日代表部に直接電話をかけ、「可及的に八月三〇日には出発できるように、あらゆる措置を講ずる」よう命じた。その日の朝、「最高会議議長、内閣首班、最高会議外交国防委員長および金裕澤経済企画院長が出席した会合で決定された事項」ということであった。⁽¹³⁾ この緊急指示を受け、駐日

代表部は、土曜日であったにもかかわらず、同日午後、外務省の伊関局長を訪れ、協力を要請するとともに、自民党日韓問題懇談会座長の石井光次郎と接触を図るなど、慌ただしく動いた。⁽¹⁰⁴⁾

金裕澤特使の訪日について、当初、韓国政府の計画は意欲的なものであった。⁽¹⁰⁵⁾ 外務部からの指示電文によると、滞在期間は「一五日間」の予定とされ、滞在期間中の「主な交渉対象者」としては、「池田首相、小坂外相、佐藤通産相」があげられた。「その他、事前交渉の円滑な進行を図るため、政府関係者（藤山、河野、三木、大平、藤枝、川島等）、政党関係者（岸、大野、石井、田中角栄、野田卯一、船田中、前尾繁三郎、赤城宗徳等）および財界人（足立商工会議所、植村日本経済協議会副会長、石坂日本電気工業協会会長等）と随時面談し、側面的な協力を得ることを予想」と述べ、日本の政財界の主要人物をほぼ網羅した長いリストとともに、駐日代表部に面談日程の調整を指示した。まさに全方位の政治折衝態勢の構えともいえ、短期決着に向けた朴正熙軍事政権側の意気込みが如実に表れていた。⁽¹⁰⁶⁾

しかし、その準備の段階から、受け入れる日本側との間では、かなりの温度差が見られた。外務省の宇山参事官は、駐日代表部との調整過程で、「一五日間は長すぎる」という意見を述べ、事実上、期間の縮小を求めた。金裕澤特使の滞在期間の異例の長さについては、駐日代表部からも懸念が示された。政界工作を担当していた崔英澤参事官までが、「外務部の指示では期間を一五日間としているが、日本側の担当者はもちろんのこと、われわれの考えでもあまりに期間が長すぎるのであり、最大で五日間が適切であろう」と苦言を呈した。その理由として、崔英澤は、「革命課業を遂行中であり、重要な地位にある金裕澤氏が職務を長期間離脱することは、政治的なジェスチャーとしても再考すべき問題」と指摘した。⁽¹⁰⁷⁾ 日本滞在の期間は、日本側との協議の結果、八月三〇日から九月五日までの六日間に決まった。⁽¹⁰⁸⁾

八月三〇日に東京に着いた金裕澤特使は、翌三一日から、石井光次郎の自宅訪問や日韓問題懇談会メンバーとの

面談を皮切りに、連日、政財界の要人との会談を繰り広げた。⁽¹⁰⁹⁾

その中でも、九月一日の池田首相および小坂外相との会談が中心的なものであった。九月一日午前に開かれた池田首相との会談は、「約二〇分」⁽¹¹⁰⁾の短かい表敬訪問であったが、金裕澤は、冒頭から自らの訪日の目的をストレートに切り出した。韓国側会談記録によると、金裕澤は、池田首相に対して、「過去の経験に照らして、今後の会談再開の前に、両国間に政治的な事前妥協が必要」であり、とりわけ「困難な課題になっている請求権問題と平和線問題について、互いに満足できる了解が必要である」と述べ、請求権問題と「李ライン」問題をセツトにした政治折衝の意思を明らかにした。これに対し、池田首相は、「私としてもこの問題の早急な解決を政府に指示する」と答えた。金裕澤は、さらに、言質を取るかのように、「本職の滞在中に問題解決のための決定ができればと思う」と付言したところ、池田首相も、「滞在中、そのような決定が必ずあるべきである」と同意した⁽¹¹¹⁾という。

しかし、日本側の会談記録からは、池田首相の対応はより一般的であり、具体的な言質を避けようとした様子が窺える。金裕澤が、「今回自分が来て、請求権、漁業問題等、困難な問題について、胸襟を開いて話合い、或る線が得られれば、と希望している」と述べると、池田は、「我方も問題解決の為に努力しよう」と応じた。さらに、金裕澤が、「事務的な事は既に出つくしており、今度は決定の時期であるので御協力を得たい。前述した困難な諸問題につき、自分の滞在中に決定的な線が得られるであろうか」と質したところ、池田は、「決定的な線が得られるかということではなく、得るようにしようではないか、双方とも得なければならぬ」と答え、曖昧さを残した対応にとどまっている。⁽¹¹²⁾

日本側との認識のズレは明らかだが、金裕澤は、池田首相の発言から政治折衝の可能性を見いだしたのか、同日午後に開かれた小坂外相との会談で、請求権の金額について、韓国側の腹案の提示に踏み切った。この会談の韓国側記録は、金裕澤自身による報告電文であるが、要点だけの簡単なものであり、提示した請求権金額の数字は曖昧

な形でしか表現されていない。金裕澤は、「本職に対する外務部長官訓令の中で、『請求権問題』で言及された金額を暗示し、日本側の態度表明を求めたところ、日本側は具体的な金額については検討したことがないと前置きした上で、請求権として日本側が考えている金額は『極めて少額に過ぎない』と答え、前記の暗示金額に対しては、『それは到底不可能である』という表情を見せた」と報告した。焦点の請求権金額の面で、あまりにも大きな隔たりがあったため、金裕澤としては、「帰国以前に再び会い、日本側の具体的な立場を知るために、できるだけ秘密裏に会うことを提案」し、会談を切り上げるしかなかった。「秘密裏」の再会談を持ちかけたのは、実務者が陪席した公式会談では「肚積もり」の探り合いに限界があると思ったからであろう。⁽¹³⁾

日本側の議事録には、小坂外相と金裕澤特使とのやりとりがより詳細に記録されている。⁽¹⁴⁾ それによると、金裕澤は、「会談開催の事前に難しい問題についてある線の了解をつけておきたいというのが自分の来訪の目的」であると前置きした後、「韓国側では請求権の問題を最も大事に考えており、もしこれが満足できる形となる見透しがないければ、会談を開いても意味がない」と述べ、「本日の会談内容を一切 off the record とすることを提案」した上で、韓国側の要求額として「八億ドル」を提示した。金裕澤によると、「韓国側としては例の八項目を全部総計すれば総額数十億ドルをもらうべきところであるが、この際どうしても八億ドルは日本から払ってもらわねばならないと考える」ということであった。この金額に対して、同席した伊関アジア局長が、「請求権の解決としてというのであれば余りにも多きに失する」、「請求権に対する支払いとして八億ドルというのはいかにも法外」などと反論し、「韓国人の私的請求権は、すべてこれを合わせても極めて少ない額にしかならない」と主張した。請求権金額の多少をめぐる応酬の中で、金裕澤は、「日本はフィリピンに対してすら八億ドルの賠償を払っている」ことを指摘した。「八億ドル」が請求権の実務的な基準による算定ではなく、日本が他のアジア諸国に実際に支払った賠償額を参考にした、ある種の政治的要求であることを言外に示したものと見えよう。⁽¹⁵⁾

日本側議事録によると、最終的に、「請求権問題の論議の最後に金院長は当初の主張を多少あらため、韓国側としてはこの八億ドルは必ずしも請求権に対する支払いに限らなくてもよい、とにかくそれが無償でもらえさえすれば、どういう名目でも差支えない旨を述べるに至った。李公使もこれをうけて、八億ドルがとにかく jump sum でもらえることにきまるならば、その内訳の理由づけないし説明は、双方の事務的な話合いでやり得ることである旨を述べた」という。また、金裕澤は、「日本側が請求権で満足できる出方を示してくれば、韓国として平和ラインにつき伸縮性のある態度がとれよう」とも発言した。請求権問題の政治決着に臨む韓国側の「肚積もり」がほぼストレートに表現されたものといつてよい。

しかし、日本側の反応は、韓国側の期待に遠く及ばないものであった。金裕澤が求めた小坂との再会談についても、小坂は確約を避けた。日本側議事録によると、「金院長は、この間、特に請求権問題で本日韓国側が申出たところに対する日本側の回答ないしこの問題に関する日本側の方針を自分の滞日中に是非とも示されたい旨の要請をくりかえし、いま一度小坂大臣と会談する機会を得たいとも述べた」が、小坂は、「問題自体の包蔵する複雑、微妙な点のほか、…日本政府としては国会との関係上、本問題については充分慎重に方針を検討しなければならぬ旨答え、金院長がさらに滞日中政界の要路者、関係閣僚等と会談を重ねた後、再び自分と会う方がよいという情勢になれば、またおめにかかるにやぶさかではない」と答えるにとどまった。

金裕澤特使の「八億ドル」の提示は、日本側に唐突感を与えたようである。伊関局長は李東煥駐日公使に面談を要請し、「私が張勉政権当時、ソウルを訪れた際に韓国政府当局者（名前は明らかにしなかった）から、請求権は五億ドルという話を聞いたので、帰国後、上司および政党指導者に対して、韓国側の請求権要求は五億ドルの線から出発するだろうと報告したが、今回の数字はそれとあまりにも差が大きい」と述べた。一九六一年五月の「五億ドル」をめぐる張勉政権期の非公式折衝に敢えて言及し、それとの関連性を含め、韓国側提案の真意を探ろうとした

ものであろう。⁽¹⁶⁾

韓国政府内で「八億ドル」がどのような経緯で決定されたかを直接的に示す資料は、今のところ、見当たらない。前述の七月二日付の「政府方針」の三つの案にもなかった「八億ドル」という金額の背景について、韓国側外交文書を精査した張博珍は、①韓国政府内ではすでに第五次会谈当時、対フィリピン賠償額の八億ドル以上という方針が出されていたこと、②七月八日付の「基本方針」で、請求権と経済援助は別途であると明記されていること、③金裕澤が八億ドルには無償援助も含まれると言明していることなどを根拠として、「八億ドル」は、「請求権五億ドルと三億ドルの無償援助」の獲得をめざしたものととの解釈を示している。⁽¹⁷⁾

しかし、朴正熙軍事政権が一連の「方針」の中で、「請求権」の最低ラインとして、民主党政権期の「八億ドル」(対フィリピン賠償額相当)ではなく、「五億ドル」を想定していた点や、政治折衝を任務とした金裕澤が最初に提示した金額であったことなどを考慮すると、「八億ドル」は、日本側の「肚積もり」を探るとともに、その反応如何では、最低ラインの「五億ドル」もしくはそれ以上の上積みをめざすための交渉用の金額提示であったと見るのが妥当であろう。また、「請求権」に上積みされる部分についても、すでに一九六一年五月の伊関・金溶植会谈で、有償援助の経済協力を組み込む方式が日本側から提案されており、金裕澤等の発言(「無償を含めて lump sum で八億ドル」)は、有償借款の可能性をも視野に入れたものであった可能性が高い。

この点については、金裕澤の滞日期间中に東京を訪れ、日韓の政治折衝を側面から支援したバーガー駐韓大使の「解説」も一つの傍証となる。九月五日、ライシャワー大使とともに武内次官を訪問したバーガー大使は、「金裕澤院長が八億ドルという数字を出したということだが、韓国軍事政権は、いかなる根拠からかは知らないが、日本がこの問題で三億ドルからスタートするということを信じていた節があり、そこで五〜六億ドルの辺に最後には落ち着かせたいという狙いで八億ドルをまず持ち出す作戦をとったようである」と分析してみせた。同席したライシャ

ワー大使も、「八億ドルという数字は、韓国として to start with のものであり、これから話合いを進めていくうちに相当下りうるものであるという印象を得た」と付け加えた。⁽¹¹⁸⁾

バーガー大使は、第三者的な「解説」をしているが、前述のとおり、ソウル赴任後の一九六一年七月三〇日付の電文⁽¹¹⁹⁾で、「伊関からの情報」として「合計三億ドル」の借款を日本政府が考えていることを国務省に報告したことがあり、「日本がこの問題で三億ドルからスタートする」という期待を韓国側に与えたのは、バーガー大使本人であった可能性もある。⁽¹²⁰⁾ 現に、金裕澤特使の訪日には、バーガー大使自らが関わっており、ソウルと東京の米国大使館の「触媒」的な関与が重要な役割を果たしたが、これについては、章を改めて考察することにした。

一方、金裕澤特使一行は、様々なルートを通して、日本側の「肚積もり」を探ろうとした。金裕澤に同行した嚴永達亜州課長は、九月四日、前田北東アジア課長との面談で、「フィリピンに五億五千万ドル出せるなら、われわれにそれだけのものが出せない筈がない」、「先日の日本の新聞（読売）に自民党は三億ドル出すというのに大蔵省が難色をしめしたとの記事があった」、「また、先般岸信介の特使という男（申英民）も岸氏は請求権に二億ぐらいは出せると言ったと伝えてきた」など、様々な情報をぶつけ、日本側の考えを聞きだそうとした。⁽¹²¹⁾ また、九月八日、嚴永達と面談した卜部敏男参事官によると、「嚴はしきりに経済援助を含めた総額について、卜部個人の感触なりとも聞かせて欲しいと希望し、四億ドル乃至三億ドルを日本側が starting point とする可能性なきや」と問うたという。⁽¹²²⁾ こうした発言からも、「日本は三億ドルからスタートする」ことを韓国側が想定していた可能性が読み取れる。

韓国側が期待を寄せた自民党親韓派への働きかけは、効を奏さず、むしろ逆効果であったようである。かつて駐日大使時代からの関係もあり、金裕澤自身が政治折衝のパイプ役として期待した日韓問題懇談会座長の石井光次郎は、予想に反して、消極的であった。石井の自宅訪問に加えて、週末の箱根でのゴルフなど、緊密な相談の機会を

覗う金裕澤に対して、石井は「先約があつてどうにもならぬ」との理由で、接触を避けようとした。日程調整を仲介した宇山参事官の報告によると、「石井氏が故意に箱根での懇談をさける理由として話したところは、『金君は私―石井氏―と日韓会談の最終的妥結の方策について話合いたいと希望している。私はそのような話は小坂外務大臣にまかせるのが最善だと思う。金君が駐日大使だった頃にも頼まれて私も側面支援したが、結果は金君自身がいびり出される破目になって、首尾はよくなかった。金君はまともに外務省との話を詰めるよう努力すべきだ』ということ」であつた。⁽¹²³⁾ 石井の消極姿勢は、池田政権との距離を反映したものと見えよう。実際、池田首相は、ライシャワー大使との会談で、「金氏は石井氏や大野氏などといういろいろ会っているようであるが、両氏とも具体的な話には入りにくい立場にあると思う」と述べ、韓国政府が親韓派との連携を図ろうとする動きを牽制した。⁽¹²⁴⁾

金裕澤と小坂外相との再度の会談が実現したのは、米国の働きかけによるところが大きかった。その経緯について、伊関は、「米国側は、このような強い失望の念をもって金院長を帰国させることは日韓関係につき悪影響があり、とくに会談の前途が暗くなる可能性が強い」ことを懸念し、「ライシャワー大使も小坂大臣および池田総理にこの旨を伝えた結果」であると説明した。⁽¹²⁵⁾

金裕澤・小坂の第二回目の会談を前に、九月七日期、「池田総理、小坂大臣、太平官房長官等を含む勉強会」が急遽開かれ、日本側の回答について検討がなされた。その席上、外務省から、「(請求権は)事務的に検討を進めれば、先方の期待額よりはるかに少額となるう」と報告したところ、池田は、「自分はビルマ賠償二億ドルを決定したわけであるが、当初は一億ドル程度が事務的に考えられたのに対し、自分の意見として、ビルマ経済再建のために二億ドル程度は必要であるという事実を重視し、決定したわけである。韓国請求権の場合、事務的かつ法律的就是がっちり固めたものだけではまともでないことは当然予想されるので、これとは別個に韓国の五か年計画遂行を援助する趣旨で経済協力を行なうことが適当であろう」と述べた。請求権問題について、法律的な論議だけでなく、

政治的考慮を加える意向を示しつつ、具体的な金額は韓国側の経済開発五か年計画の内容に依りて決定するという方針であった。⁽¹²⁶⁾

それを受けて、同日午後に開かれた金裕澤との再会談で、小坂外相は、「純請求権に対する弁済として五千万ドルを支払い、その他に、韓国の五か年計画の内容を見て、無償援助の形式で支払いたい。いずれにせよまず請求権と無償援助に関する全体的な金額に合意し、それぞれのパーセンテージは別途決めたいと思う」と述べた。しかし、その総額については具体的な言及はなかった」と韓国側議事録は記している。⁽¹²⁷⁾一方、日本側議事録には、請求権の具体的な金額は一切触れられておらず、経済援助の構成についても、異なる内容となっている。請求権については、「日本側として認められうるものは極めて少ない」という前回の会談と同じ表現が繰り返され、五か年計画に対する経済援助についても、「無償援助と通常の経済協力の双方を含む」とされた。⁽¹²⁸⁾これは基本的に六一年五月の訪韓後に省内で示した「伊関試算」と同じ仕組みであるが、その総額は示されなかった。おそらく池田首相は、まだ「伊関試算」の想定した「三億ドル＋アルファ」の水準を決断するまでには至っていなかったのだろう。

日本側は、五か年計画という枠組みの中で、韓国側の要求額を引き下げ、一定の言質を取ろうとした。伊関局長から、「韓国の五か年計画では、たしか外資を五億ドル位予定しておられるようだが」と質したり、「概略でもいいから五か年計画の説明をされたい」と日本側が要求しても、金裕澤は、「それよりもっと多額であると答えるのみ」で、「これに乗らず、五か年計画に触れることを避けたい様子であった」という。⁽¹²⁹⁾金裕澤としては、五か年計画の枠組みの中で、韓国側が最低ラインとして想定した五億ドルを説明する準備ができていなかったからであろう。

最後まで、日本側から総額が一切示されず、金額をめぐる折衝の入口にすらたどりつかなかったことは、金裕澤特使にとって、大きな誤算であり、完全な失敗であった。金裕澤は、「自分の来日に当たっての日本側の情勢に関す

る判断は間違いであった、自分が来日して日本側と話合えば、日本側から支払う用意がある数字を言われると思っていた、帰国してから相談し直します」と繰り返し、不満を表明するしかなかった。

伊関の評価どおり、「会談は実質上の物別れ」となり、金裕澤は、九月九日、帰国の途に着いた。韓国側の失望は強く、合意された日韓会談の再開にも影響が予想された。しかし、伊関は、「会談は少し伸びる可能性が強い」が、「韓国側としては、日本から何らかの形式による支払いを受けなければならないので、追ってアプローチして行くものと考えられる」との展望を示した。また、「米国側は、韓国政府に対して、リーズナブルになれと説得を行なうものと思われる」とも述べた。⁽¹³⁰⁾ 朴正熙軍事政権は足元を見られていたともいえるが、その後、まさにそのとおりの展開となった。

(100) 張博珍*「韓日会談における植民地関係清算研究」、三四一頁。

(101) 外務部長官から駐日公使「韓日問題解決のための事前交渉に関する件」(W1-08241)、一九六一年八月二五日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二卷」(V2 9-10月)、「韓国外交文書、721、CI-0005-04、0005」。

(102) 金裕澤は、戦前、九州帝国大学を卒業後、朝鮮銀行に勤め、解放後は財務部次官、韓国銀行総裁などを経て、駐日代表部経済顧問、続いて駐日大使(一九五七年五月〜五八年九月)に任命され、岸政権期との間で、久保田発言以来、中断状態にあった日韓会談の再開(第四次会談)を実現させた。その時、自民党の親韓派、とりわけ石井光次郎の協力を得たといわれる。当時、駐日代表部参事官・公使として「政界工作」を担当したのが柳泰夏であった。軍事クーデター後、金裕澤は、朴正熙軍事政権にも重用され、財務部長官を経て、経済開発計画を中心に、経済政策を統括する機構として新設された経済企画院の初代院長に抜擢された。

(103) 外務部からの電話指示文、一九六一年八月二六日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二卷」(V2 9-10月)、「韓国外交文書、721、CI-0005-04、0009。八月二六日は土曜日であり、週末にかかるため、通常の電文指示では間に合わなかったため、異例の電話通知となったようである。韓国側外交文書の中で、電話による指示文は他にはあまり見られない。

(104) 駐日公使から外務部長官「韓日問題解決事前交渉の件」(W-08329)、一九六一年八月二六日、「同上」、0007~0008。北東アジア課「金裕澤経済企画院長の訪日に関し、李韓国公使の申し入れの件」、一九六一年八月二六日、日本外交文書、6-597-355。

(105) 外務部長官から駐日公使 (W1-08278)、一九六一年八月二八日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二卷」(V2 9-10月)、「韓国外交文書、

721' C1-0005-04f 0017-0018。

- (106) 指示電文の中の「植村日本経済協議会副会長」とは、当時、経団連（日本経済団体連合会）副会長であった植村甲午郎のことと思われる。植村は、一九一八年、東京帝国大学法学部を卒業後、農商務省、企画院勤務を経て、一九四〇年企画院次長を最後に退官し、財界に転身した。戦後、経団連の創立に関わり、事務局長、副会長を経て、一九六八年、経団連の第三代会長に就任した。「戦前からの岸信介ら商工省・企画院人脈との深い繋がり」を持つといわれた植村は、一九六〇年、当時の足立正商工会義所会頭とともに、日韓経済協会を設立し、その後、訪韓経済使節団を率いるなど、日韓の経済関係にも深く関わった（「日本人名大辞典」講談社、二〇〇一）および『ウイキペディア』の「植村甲午郎」を参照）。足立正や植村甲午郎の名前があげられたのは、こうした背景からであろう。「日本経済協議会」という団体名は、「経済団体連合会」の間違ひと思われる。「石坂日本電気工業協会会長」という人物については、「石坂泰三」の可能性があるが、確認できない。足立正や植村甲午郎ら、日韓国交正常化交渉における財界人の活動については、木村昌人「日本の対韓民間経済外交——国交正常化をめぐる関西財界の動き」日本国際政治学会編『国際政治』第九二号「朝鮮半島の国際政治」（有斐閣、一九八九年一〇月）、一六六―一三二頁。
- (107) 崔英澤から李昌熙特別補佐官（JW-08359）、一九六一年八月二十九日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全三巻（V2 9-10月）」、韓国外交文書、721' C1-0005-04f 0028-0030。
- (108) 駐日公使から外務部長官「韓日問題解決のための事前交渉の件」（JW-88361）、一九六一年八月二十九日、「同上」、0031-0033。しかし、金裕澤特使の対日交渉が難航したため、日本滞在の日程が延び、九月九日に帰国した。
- (109) 金裕澤から外務部長官（JW-08400）、一九六一年八月二十九日、「同上」、0059-0061；金裕澤から外務部長官（JW-08411）、一九六一年八月二十九日、「同上」、0065-0066。
- (110) 韓国側の会談報告文書には、「約一〇分」となっているが、日本側会談録には、「会談時間一〇分」と記されている。韓国側会談記録は、金裕澤から外務部長官「日本首相池田との会談に関する報告」（JW-0906）、一九六一年九月一日、「同上」、0080-0081；日本側会談記録は、人見「総理・金裕沢経済企画院長会談録」、一九六一年九月一日、日本外交文書、6-597-361。
- (111) 上記の韓国側会談記録は、金裕澤自らが作成した報告電文である。
- (112) 池田・金裕澤会談について、伊関アジア局長は、政府内での経過報告で、「池田総理は日韓会談は今回は非解決すべきだと強調しつつも、それ以上具体的には何らコミットしなかった」と説明した。北東アジア課「日韓請求権問題に関する外務省、大蔵省打合せ要録」、一九六一年九月八日、日本外交文書、6-117-1339。
- (113) 金裕澤から外務部長官「小坂外相との会談内容報告に関する件」（JW-0910）、一九六一年九月一日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全三巻（V2 9-10月）」、韓国外交文書、721' C1-0005-04f 0084-0085。
- (114) 北東アジア課「小坂大臣・金裕澤院長会談記録」、一九六一年九月一日、日本外交文書、6-597-360。金裕澤が会談をオフレコにするよう提案したのは、会談が半ばを過ぎた頃であり、その提案をめぐって、「双方の間で若干の応酬があった後、以下全く記録をとらないことに合意

を見た」と記されている。しかし、日本側議事録では、「従って、以下の会談内容は要約である」という記述の後にも、やりとりの内容が比較的詳細に記録されている。上記の金裕澤の報告電文の曖昧かつ簡潔な表現など、韓国側は「八億ドル」という金額を公式記録に残しておらず、その公式性を極力避けようとした様子が窺える。

(115) 前述のとおり、張勉・民主党政権期の「韓国側の基本政策（試案）」（一九六〇年一〇月頃）は、韓国側が追求すべき請求権の総額と関連して、「日本の対フィリピン賠償総額八億ドル（純賠償五・五億ドル、経済援助二・五億ドル）より少なくならないように努力すべき」という基準を示していたが、金裕澤の言及は、この文書につながるものといえる。さらなる外交文書の分析と研究が必要だが、この文書を含めて、少なくとも張勉・民主党政権期以後、請求権問題解決の現実的な基準として、他のアジア諸国への賠償額を参考にした可能性が考えられる。一方、日本側でも、金裕澤がフィリピン賠償額を言及した直後、請求権問題と関連して、アジア諸国への賠償額を「先例」としてリストアップしたメモが作成された。「日韓請求権解決方策について」、一九六一年九月一四日、日本外交文書、6-1174-1300。

(116) 駐日公使から外務部長官「韓日会談のための事前交渉に関する報告」（IW-0967）、一九六一年九月六日、「第六次韓日会談予備交渉、1961、全二巻（V2 9-10月）」、韓国外交文書、721-C1-0005-04、0117-0119。伊関の「五億ドル」の質問に対して、李東煥公使は、「私は当時の政府当局者から一〇億ドルの線という話を聞いた」と応酬した。これは明らかに六一年五月の「五億ドル」をめぐるやりとりが少なくとも李東煥には知らされていなかったことを示している。前述のように、李東煥は、二度にわたって、六一年五月の伊関・金溶植会談の詳細について確認を求めているが、金溶植からの経緯報告の電文が寄せられたのは九月八日のことであった。

(117) 張博珍*「韓日会談における植民地関係清算研究」、三四一頁。また、張博珍は、金裕澤の提示した「八億ドル」が請求権の最終妥結金額である「無償三億、有償二億、民間借款三億」と一致することに意味を付与している。

(118) 北東アジア課「武内次官・バーガー大使会談記録」、一九六一年九月五日、日本外交文書、6-1124-1792。

(119) 李鍾元「日韓の新公開外交文書に見る日韓会談とアメリカ」(一)、一七〇―一九頁を参照。

(120) バーガー大使と武内次官との会談にも同席した伊関アジア局長は、政府内での打ち合わせ会で、「金院長は、韓国側が数字を出せば日本側もこれに応じる準備ができて」と判断して来訪したわけであるが、これは自分の認識不足であったとして、その後、各方面において日本側、とくに外務省の態度に強い失望の念をもらしている模様と報告し、「金院長は来訪前、バーガー駐韓大使等に対し、日本側の肚をサウンドした趣であるが、バーガー大使は池田・ケネディ会談の内容等を説明した模様であり、また日韓間に介在する各種非公式ルートによる情報等により日本側の態度につき判断を誤ったものと考えられる」との認識を示した。北東アジア課「日韓請求権問題に関する外務省、大蔵省打合せ要録」、一九六一年九月八日、日本外交文書、6-1174-1309。

(121) 北東アジア課「前田北東アジア課長・厳韓国外務部亜州課長会談要旨」、一九六一年九月四日、日本外交文書、6-597-302。厳永遠課長が言及した記事は、『読売新聞』（一九六一年八月一三日）の「請求権の弁済については、自民党内の『親韓派』の中には三億ドル程度の支払いはやむを得ぬとの意見もあるが、大蔵省はこれに強い難色を示している」という報道を指す。この記事の情報の詳細は明らかでないが、六一

年五月の自民党訪韓議員団に伊関局長が語った「大体三億ドル」と何らかの関連性があるかも知れない。

- (122) ト部「韓国請求権についての蔽永達亜州課長との会談要領」一九六一年九月八日、日本外交文書、6—597—333。
- (123) 宇山「箱根における金裕沢院長、石井光次郎氏等との懇談要領」一九六一年九月四日、日本外交文書、6—597—360。
- (124) 「池田総理・ライシャワー米大使会談記録」一九六一年九月六日、日本外交文書、6—1154—1792。
- (125) 北東アジア課「日韓請求権問題に関する外務省、大蔵省打合せ会要録」、一九六一年九月八日、日本外交文書、6—1174—1359。
- (126) 「同上」。
- (127) 金裕澤から外務部長官「小坂外相との会談報告」(JW-0886)、一九六一年九月七日、「第六次韓日会談予備交渉、1961」全二巻(V.2.9-10月)、「韓国外交文書」721、CI-0005-04、0130-0131。
- (128) 北東アジア課「小坂大臣・金裕澤経済企画院長第二回会談要旨」、一九六一年九月七日、日本外交文書、6—597—360。
- (129) 「同上」。
- (130) 「同上」。

〔付記〕 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(A)「韓国政府公開資料による日韓基本条約の国際共同研究——脱植民地化論理と冷戦論理の交錯」(平成一八年度～平成二二年度)による研究成果の一部である。